

釧保企第2798号  
平成25年1月23日

各 市 町 村 長 様  
一般社団法人釧路市医師会長 様  
各 医 療 機 関 の 長 様

北海道釧路保健所長  
(北海道釧路総合振興局保健環境部長)

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則について

「北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例」(平成24年北海道条例第90号。以下「条例」という。)の公布については、平成25年1月17日付け釧保企画第2716号通知「地域主権改革一括法等に伴う社会福祉施設等に関する基準を定める条例について」によりお知らせしたところですが、これに関係して、「北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則」(平成25年北海道規則第2号)が本日公布され、条例とあわせて、平成25年4月1日より施行されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

北海道公報のページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/bsh/koho/index.htm>)

連絡先  
企画総務課主査(医療薬務)  
TEL 0154-22-1233  
FAX 0154-22-1273

(参考)

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第90号）	北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第2号）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項及び第5項、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、既存病床数及び申請病床数の補正並びに病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、医療法（昭和23年法律第205号）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）及び条例において使用する用語の例による。</p>
<p>(既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p>第3条 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、知事が当該申請に係る病床の種別に応じ法第30条の4第2項第9号に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない法第7条の2第4項の補正は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、規則で定める数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>(2) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。</p> <p>(3) 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、規則で定めるところによること。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、法第7条の2第4項の病床数の補正に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p>第3条 条例第3条第1項第1号の規則で定める数は、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に、当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が0.05以下であるときは零）を乗じて得た数とする。</p> <p>2 法第7条の2第4項の補正は、条例第3条第1項第1号から第3号までに定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。</p> <p>(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床の数に算定しないこと。</p> <p>3 第1項の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者</p>

	<p>以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに条例第3条第1項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日直前の9月30日における数によるものとする。この場合において、同日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。</p> <p>4 当該申請に係る病床数についての第1項の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに条例第3条第1項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。</p>
<p>第4条 知事が病床の種別に応じ法第30条の4第2項第9号に規定する区域における既存の病床の数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。</p>	
<p>(専属の薬剤師の配置の基準) 第5条 病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者は、専属の薬剤師を置かなければならない。</p>	
<p>(病院の従業者の員数の基準) 第6条 病院が有しなければならない従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)</p> <p>(2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3をもって除した数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。</p> <p>(3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1</p> <p>(4) 栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1</p> <p>(5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当数</p>	

<p>(6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実情に応じた適当数</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の病院の従業者の員数の基準に関し必要な事項は、<u>規則で定める</u>。</p>	<p>(病院の従業者の員数の基準)</p> <p>第4条 条例第6条第1項並びにこの規則附則第2項から第5項まで及び第7項から第9項までの入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに開設する場合又は休止後に再開する場合は、推定数による。</p>
<p>(病院の施設の基準)</p> <p>第7条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、その構造設備は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 消毒施設及び洗濯施設 (法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。) 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと (消毒設備を有する病院に限る。)</p> <p>(2) 談話室 (療養病床を有する病院に限る。) 療養病床の入院患者同士又は入院患者及びその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。</p> <p>(3) 食堂 (療養病床を有する病院に限る。) 面積は、<u>規則で定める基準</u>によること。</p> <p>(4) 浴室 (療養病床を有する病院に限る。) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の病院の施設の基準に関し必要な事項は、<u>規則で定める</u>。</p>	<p>(病院の施設の基準)</p> <p>第5条 条例第7条第1項第3号の規則で定める基準は、食堂の面積が、内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上であることとする。</p>
<p>(療養病床を有する診療所の従業者の員数の基準)</p> <p>第8条 療養病床を有する診療所が有しなければならない従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1</p> <p>(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1</p> <p>(3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の療養病床を有する診療所の施設の基準に関し必要な事項は、<u>規則で定める</u>。</p>	<p>(準用)</p> <p>第6条 第4条の規定は、条例第8条第1項第1号及び第2号に掲げる事項について準用する。</p>
<p>(療養病床を有する診療所の施設の基準)</p> <p>第9条 法第21条第2項第3号の条例で定める施設は、第7条第1項第2号から第4号までに掲げる施設とし、その構造設備は、これらの規定に定めるところによる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の療養病床を有する診療所の従業者の員数の基準に関し必要な事項は、<u>規則で定める</u>。</p>	
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p> <p>2 平成12年4月1日以後に介護保険法(平成9年法律第123号)第94条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設(附則第4項において「平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。)及び平成3年6月26日以後に介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第24条の規定による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の6の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であつて介護保険法施行法第8条第1項の規定によりその開設者が介護保険法第94条第1項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設(附則第4項において</p>	<p>(転換病床を有する病院の従業者の員数に関する経過措置)</p> <p>2 精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、医療法施行規則第52条第1項の規定により平成24年3月31日までの間にその旨を知事に届け出た場合には、当該病院(当該届出に係る病床(以下この項及び次項において「転換病床」という。)のみを有する病院を含む。)に置くべき看護師及び准看護師の員数は、当該病院の転換が完了するまでの間(平成</p>

<p>「平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。)の入所定員(入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。)については、当分の間、第3条第1項第3号及び第4条の規定は、適用しない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)附則第8条に規定する病床転換による介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、当分の間、第3条第1項第3号及び第4条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。</p> <p>4 附則第2項の規定は、医療法施行規則の一部を改正する省令(平成17年厚生労働省令第119号)による改正後の医療法施行規則第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定した場合における平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について準用する。</p> <p>5 附則第3項の規定にかかわらず、前項に規定する場合における附則第3項に規定する入所定員については、附則第2項の規定を準用する。</p> <p>6 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第13条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、当該転換を行った日から同日以後最初の医療法施行規則第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、附則第2項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号及び第4条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。</p>	<p>30年3月31日までの間に限る。)は、条例第6条第1項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる数を合算して得た数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。</p> <p>(1) 療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を6で除した数</p> <p>(2) 転換病床に係る病室の入院患者の数を9で除した数</p> <p>(3) 精神病床(転換病床を除く。)及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除した数</p> <p>(4) 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3で除した数</p> <p>3 前項に規定する病院に置くべき看護補助者の員数は、当該病院の転換が完了するまでの間(平成30年3月31日までの間に限る。)は、条例第6条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を6で除した数と転換病床(療養病床に係るものに限る。)に係る病室の入院患者の数を9で除した数に2を乗じて得た数とを合算した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)とする。</p>
	<p>(精神病床を有する病院の従業者の員数に関する経過措置)</p> <p>4 精神病床を有する病院(医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。)第1条の規定による改正後の医療法施行規則第43条の2に規定するものを除く。)については、当分の間、条例第6条第1項第2号中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)から減じた数を看護補助者と」とする。</p>
	<p>(療養病床を有する病院の従業者の員数に関する経過措置)</p> <p>5 療養病床を有する病院であって、平成24年4月1日において健康保険法等の一部を改正する法律第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設(附則第2項に規定する病院であるものを除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。)であるもの又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数(以下「看護師等の員数」という。)が条例第6条第1項第2号及び第3号に掲げる数に満たないもの(以下この項において「特定病院」という。)であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、医療法施行規則第53条の規定により特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき看護師等の員数は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成30年3月31日までの間は、条例第6条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の</p>

	<p>入院患者の数を4で除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除した数とを合算した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。</p> <p>(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1</p>
	<p>(旧療養型病床群を有する病院の施設に関する経過措置)</p> <p>6 平成13年3月1日において医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）第1条の規定による改正前の医療法第7条第1項の開設の許可を受けていた病院の建物（同日前から引き続き存するもの（同日において基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の同法第1条の5第3項に規定する療養型病床群（以下「旧療養型病床群」という。）に係る病床であつて、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。）附則第8条の規定の適用によりなお効力を有することとされている平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院（同日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、条例第7条第1項第2号から第4号までの規定に適合しないものを、同日以後引き続き病院として使用している場合は、当該規定は、適用しない。</p>
	<p>(療養病床を有する診療所の従業者の員数に関する経過措置)</p> <p>7 療養病床を有する診療所に置くべき看護師等の員数は、当分の間、条例第8条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1（そのうちの1については、看護師又は准看護師）とする。</p> <p>8 療養病床を有する診療所であつて、平成24年4月1日において特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師等の員数が条例第8条第1項第1号及び第2号に掲げる数に満たないもの（以下この項において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、医療法施行規則第54条の規定により特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事（その開設地が保健所を設置する市である場合においては、当該保健所を設置する市の市長。次項において同じ。）に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数は、施行日から平成30年3月31日までの間は、条例第8条第1項第1号及び第2号並びに前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1</p> <p>(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1</p> <p>9 前項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であつて、平成24年4月1日において特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師等の員数が附則第7項の規定により算した数に満たないもの（以下この項において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、医療法施行規則第55条の規定により特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数は、施行日から平成30</p>

	<p>年3月31日までの間は、同項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1（そのうちの1については、看護師又は准看護師）とする。</p>
	<p>（旧療養型病床群を有する診療所の施設に関する経過措置）</p> <p>10 平成13年3月1日において開設されていた診療所の建物（同日前から引き続き存するもの（同日において基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧療養型病床群に係る病床であつて、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所（同日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、条例第9条第1項の規定に適合しないものを、同日以後引き続き診療所として使用している場合は、同項の規定は、適用しない。</p>
<p>（検討）</p> <p>7 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	